

第1章 はじめに

かつての学都広島としての歴史を象徴する建物であり、また、被爆建物である広島大学旧理学部1号館（以下「旧理学部1号館」という。）について、本市は、平成29年3月に「広島大学旧理学部1号館の保存・活用の方針（以下「保存・活用の方針」という。）」を策定した。

また、この方針に基づき、平成30年11月には、有識者等で構成された検討会において、旧理学部1号館の具体的な導入機能の取りまとめが行われ、「国内及び世界の平和研究の拠点を形成するため、各大学等が有する平和に関する研究機関を移転し、研究機関の垣根を越えた研究交流を行うこと」などが提案された。

こうした経緯等を踏まえ、旧理学部1号館について、「平和に関する『知の拠点』」として再生するため、具体的な施設の整備内容や取組の方向性などを取りまとめた基本計画を策定する。



広島大学旧理学部1号館

第2章 旧理学部1号館の概要等

1 旧理学部1号館の概要

- 所在地： 広島市中区東千田町一丁目
- 設計者： 文部省会計局
- 施工年： 昭和6年（1931年）
※令和5年度末時点で築後93年経過
- 構造： 鉄筋コンクリート造
- 基礎： 直接基礎
- 建物規模： 地上3階
建築面積 約2,800㎡
延床面積 約8,500㎡
(1階当たり約2,800㎡)



戦前の広島文理科大学（広島市公文書館所蔵（提供））

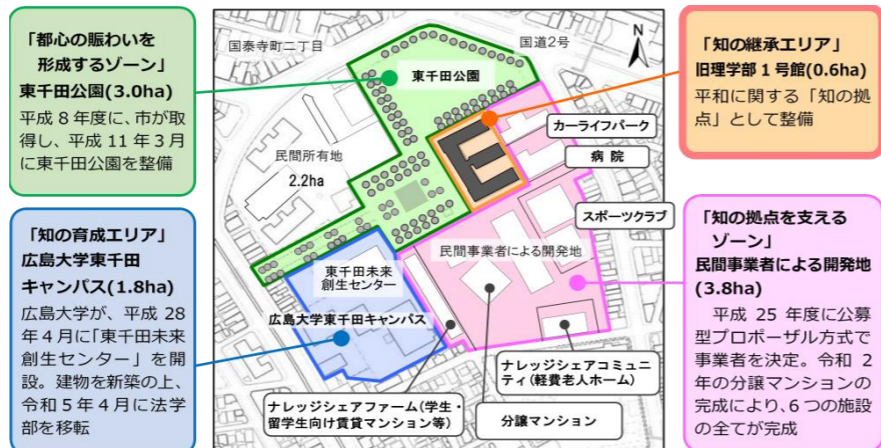
2 関連する計画

(1) 「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」

平成18年3月に、広島大学など六大学の長で構成する広島地域大学長有志懇談会から「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」が提案され、本市としても都心の活性化や都市としての魅力の向上に大きく貢献できるものであるとして、その実現に向けて取り組んできた。

(2) 広島市都市計画マスタープラン

(3) 第6次広島市基本計画



第3章 取組に係る基本的な考え方

1 導入機能に係る検討

旧理学部1号館については、その歴史的な価値を踏まえながら、被爆の実相を確実に伝えるとともに、「知の拠点」にふさわしい建物とするため、本市が平成25年4月に建物及びその敷地を国から無償取得して以降、次の検討等を行い、方針等を取りまとめている。

平成29年3月 保存・活用の方針の策定

基本的な考え方

- ・旧理学部1号館は、かつての学都広島としての歴史を象徴する建物であり、また、被爆建物であることを踏まえ、「知の拠点」の核となり、新たな時代に向けて知の継承を図るとともに、被爆の実相を後世に伝えることができるよう、保存・活用する。
- ・保存・活用に当たっては、広島大学本部跡地全体が「知の拠点」としての機能が高まるような機能の導入を図る。

ア 保存範囲

- ・正面部分の建物は保存する。
- ・活用のための施設規模がさらに必要で、見込まれる事業費が確保できれば、保存範囲を拡げる。

イ 活用方策

- ・「幅広い世代に門戸を開いた広島ならではの平和に関する教育・研究や交流・活動を行う場」として活用することを基本とし、複合的に「幅広い世代の人々が集い、多目的に利用できるコミュニティスペース」として活用する。

平成30年11月 導入機能の検討結果の取りまとめ

ア 平和に係る教育・研究の導入機能

- ・「平和に関する教育機能」、「平和に関する研究機能」、「平和交流活動・平和に関する情報発信機能」が示された。
- ・各大学等が有する平和に関する研究機関の一部又は全部を移転し、常駐する研究者が各組織の垣根を越えて日常的に研究交流を行うことができる環境を創出すること、大学間連携による新たな教育手法を創設すること等が示された。

イ コミュニティスペースに係る導入機能

- ・「市民・住民主体によるまちづくり活動や平和活動の場」、「来訪者による平和に関する学習や観光を支援する場」が示された。

平成30年11月 平和に関する研究機関の移転要請

両検討会での検討結果を踏まえ、本市が広島市立大学広島平和研究所及び広島大学平和センターの旧理学部1号館への移転を両大学に要請した。

令和元年 両大学における移転方針の決定

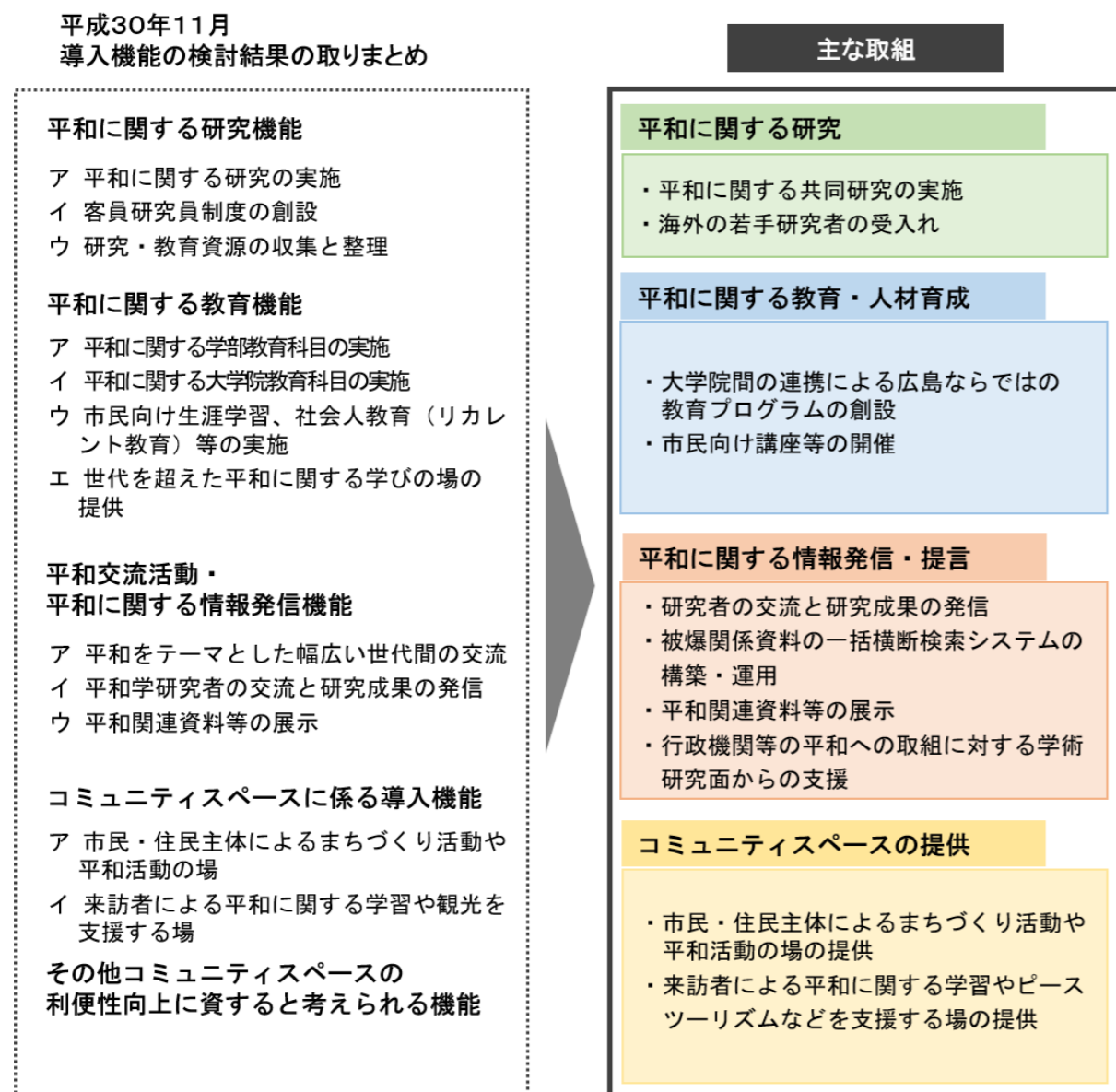
6月 広島大学が移転の方針を決定、9月 広島市立大学が移転の方針を決定

令和5年1月 平和に関する「知の拠点」の形成に向けた連携協力に関する協定の締結

旧理学部1号館における平和に関する「知の拠点」の形成に向け、本市、広島大学、広島市立大学、広島平和文化センターとの間で連携協力に関する協定を締結した。

2 導入機能と取組

導入機能の検討結果の取りまとめを踏まえ、次のとおり、取組を進めていく。



※上記は主な取組を記載している。

3 運営組織

令和6年1月に設立した、本市、広島市立大学、広島大学及び広島平和文化センターが参画する組織で、平和に関する研究、教育・人材育成、情報発信に関する取組を進める。

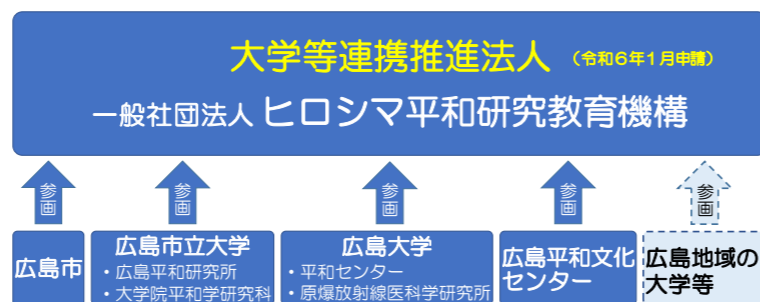
なお、上記の取組以外に係る運営については、引き続き関係者と調整していくこととする。

(1) 名称

一般社団法人ヒロシマ平和研究教育機構

(2) 目的

大学相互間や大学と本市又は広島平和文化センター等との間において平和に関する研究・教育等に関する大学等連携推進業務を行い、核兵器のない平和な世界への思いを、世界中の市民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくる。



イメージ図

第4章 施設計画に係る基本的な考え方

1 建物の特性及び現状

旧理学部1号館は、被爆により建物内部の大部分が焼失するとともに、昭和33年に改修工事が行われている。建物の特性及び現状は、次のとおり。

(1) 被爆建物としての位置付け

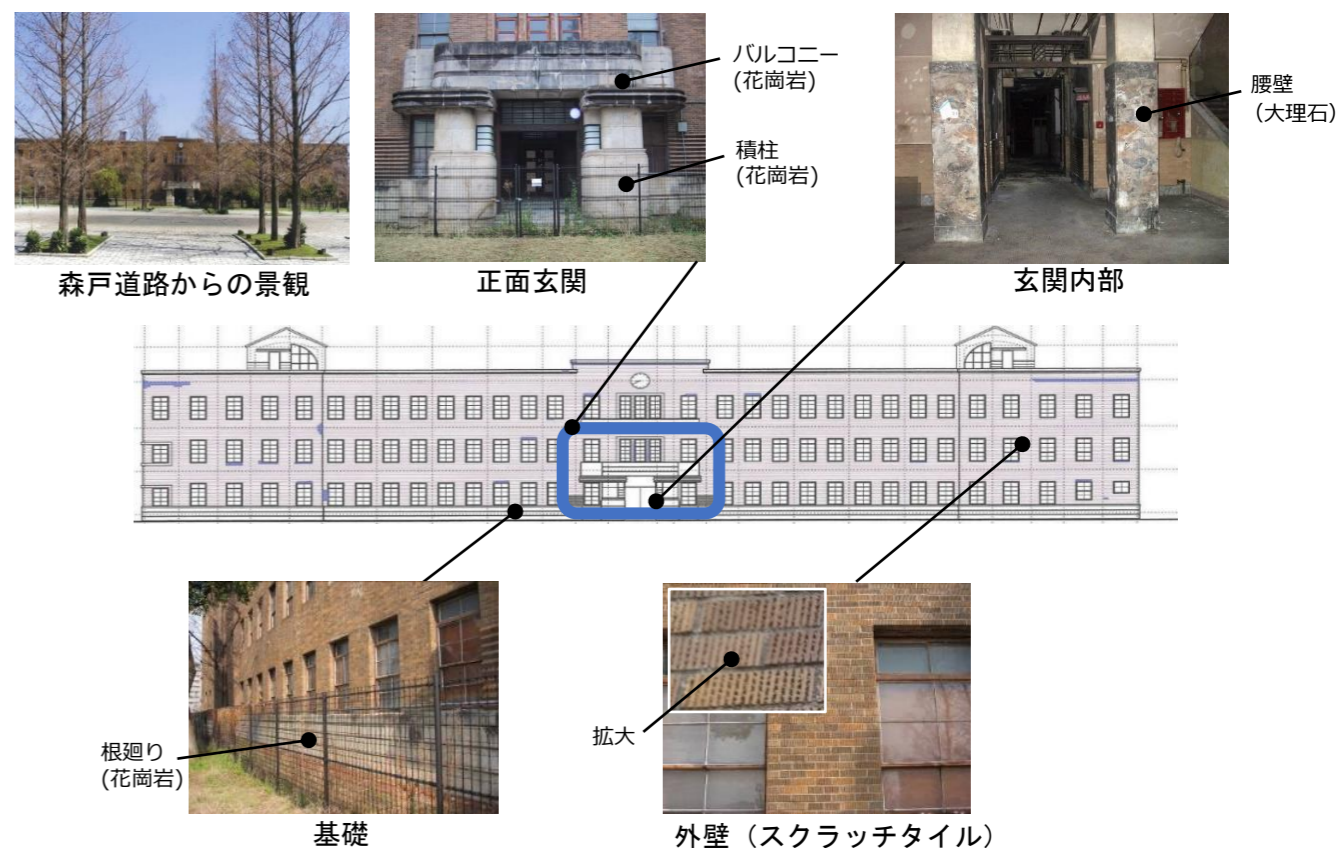
旧理学部1号館は、平成5年度に被爆建物台帳に登録されている。過去の写真と現状の比較等の結果、被爆前から残る建物の部材は、次の箇所と推測される。

- ・ 躯体：柱、梁、壁など建物の主構造部分
- ・ 建物外部：玄関積柱（花崗岩）、バルコニー（花崗岩）、根廻り（花崗岩）、外壁（スクラッチタイル）
- ・ 建物内部：玄関ホールの柱の腰壁（大理石）

(2) 景観面及び意匠上の特徴

景観面及び建物の意匠上の特徴は、次のとおり。

- ・ 森戸道路からの景観、花崗岩や大理石で装飾された正面玄関周り部分・根廻り、外壁（スクラッチタイル）



(3) 耐震性及び劣化状況

- ・ 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- ・ コンクリートや内装の劣化が著しく、また、外壁タイルは広範囲の剥落が確認されている。

2 施設計画に係る基本的事項

施設に求められる基本的な性能は、次のとおり。

- ・ 導入機能が最大限に発揮される施設、経済的で持続可能性のある施設、適正なセキュリティ管理を導入した施設、人と環境にやさしい安全な施設、被爆の実相を後世に伝える施設

第5章 施設計画

1 必要となる諸室

導入機能	主な取組	必要となる諸室 (案)
平和に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> 平和に関する共同研究の実施 海外の若手研究者の受入れ 	研究活動のための諸室 <ul style="list-style-type: none"> 研究室兼ゼミ室 共同研究室 客員研究室 など
平和に関する教育・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 大学院間の連携による広島ならではの教育プログラムの創設 市民向け講座等の開催 	教育活動のための諸室 <ul style="list-style-type: none"> 講義室 書庫 院生研究室 など
平和に関する情報発信・提言	<ul style="list-style-type: none"> 研究者の交流と研究成果の発信 被爆関連資料の一括横断検索システムの構築・運用 平和関連資料等の展示 行政機関等の平和への取組に対する学術研究面からの支援 	情報発信・まちづくり活動ほか多様な活動のための諸室 <ul style="list-style-type: none"> 展示室 多目的スペース ラウンジ など
コミュニティスペースの提供	<ul style="list-style-type: none"> 市民・住民主体によるまちづくり活動や平和活動の場の提供 来訪者による平和に関する学習やピースツーリズムなどを支援する場の提供 	

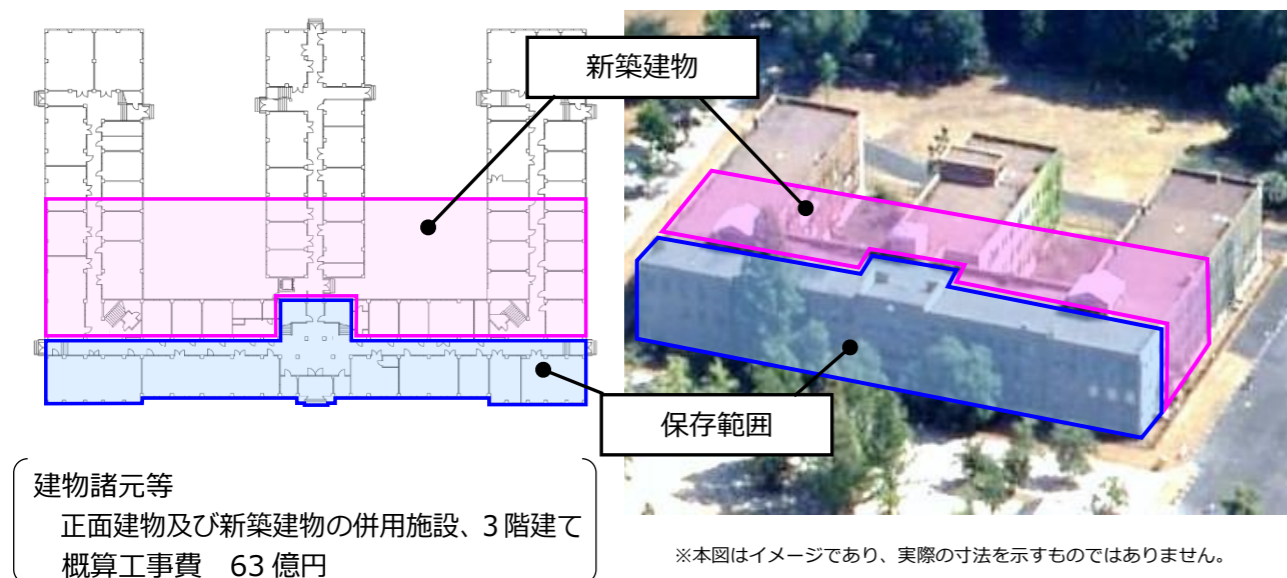
※その他、管理運営のための諸室（事務室、警備室 など）

2 平和に関する「知の拠点」として活用するための諸条件

- 研究、教育等の導入機能を十分に発揮するためには、床面積が約 200 m²となる大講義室や多目的スペースといった大空間の諸室のほか、50 m²程度から 100 m²程度の研究室、講義室などが必要であり、諸室全体の面積としては、約 3,000 m²が必要になる。
- 建物を活用するためには、耐震性能の確保や法令等に適合するための改修が必要になる。
- 被爆の実相や、意匠的、歴史的価値の棄損範囲を最小限とする必要がある。

3 施設計画 (案)

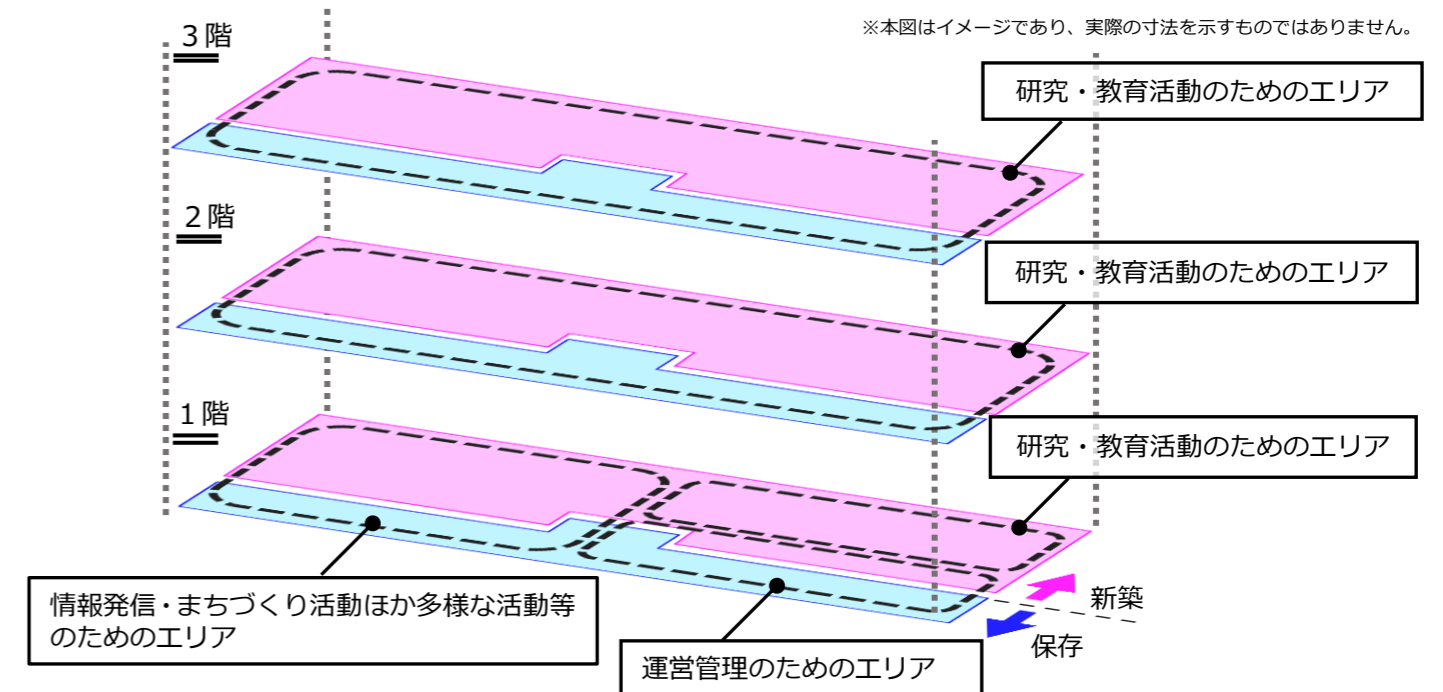
(1) 保存範囲等



※本図はイメージであり、実際の寸法を示すものではありません。

(2) 平面計画

多数の市民等の利用が想定される多様な活動のための諸室は、アプローチしやすい1階を中心に配置し、研究・教育のための諸室は、2階及び3階に配置することを基本とする。



※本図はイメージであり、実際の寸法を示すものではありません。

第6章 事業実施に向けて

1 事業スキーム

施設整備に係る財源については、国の補助事業である、社会資本整備総合交付金や都市構造再編集中支援事業等を最大限に活用し、本市の財政負担の軽減を図る。

2 事業スケジュール (案)

		年度(令和)						
項目		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
施設整備	設計条件の整理	■						
	基本・実施設計		■					
	工事				■			
<ul style="list-style-type: none"> 具体的取組の検討 管理運営方法の検討 など 								■ 供用開始

※今後の検討や関係者等との協議・調整の状況などにより変更となる可能性がある。

3 施設整備に関して調整を要する事項等

- 土壌汚染対策**
既存の土壌汚染状況調査の結果や施設計画を踏まえ、コスト面なども考慮しながら、具体的な対策を検討する。
- 接続道の確保**
法令上、敷地までの接続道を確保する必要があるため、接続道の幅員など詳細な構造等について検討する。
- 解体工事の留意事項**
取り壊す部分の外壁タイルや根廻りの有効活用を図り、被爆建物としての歴史を後世に伝えていくことを踏まえ、コスト面などについて考慮しながら、外壁タイル等の撤去方法を検討する。